

News おしらせ News

総務課 ☎ IP53・2321
 企画振興課 ☎ IP53・2325
 住民課 ☎ IP53・2323
 農林建設課 ☎ IP53・2322
 保健福祉課 ☎ IP53・3155
 農業委員会 ☎ 53・2324
 教育委員会 ☎ IP53・3443

議会 令和4年第3回 町議会臨時会

7月14日に令和4年第3回町議会臨時会が招集されました。審議された内容は次のとおりです。

令和4年度月形町一般会計補正予算(第3号)

□歳入歳出の総額を6357万5000円増額しました。
 原油価格、物価の高騰により困窮する方々の生活支援や事業者の負担軽減事業費の補正が主な内容です。
 予算総額 42億4386万円

くらし インボイス制度についてのお知らせ

インボイス制度とは、令和

5年10月1日から始まる消費税の仕入税額控除の方式です。

買手は消費税の仕入税額控除のために、原則として売手が交付するインボイスを保存する必要があります。また、売手がインボイスを交付する場合は、登録番号の記載が必要

要です。登録番号を取得するには登録申請手続きが必要です。インボイス制度が始まる日から登録を受けるには、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

税務署では、インボイス制度の説明会やスマートフォンを利用した登録申請手続きの相談会を開催しています。詳細はホームページに掲載していますので、ご覧ください。

問合せ先 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター ☎ 0120・205・55
 ▲札幌国税局ホームページ



くらし 不法投棄の通報にご協力ください

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により廃棄物の不法

投棄は禁止されています。これに違反して不法に投棄した場合は、5年以下の懲役もしくは1000万円(法人は3億円)以下の罰金、または、これら両方が科せられます。

不法投棄は、豊かな自然と景観を損なうだけではなく、地下水の汚染など生活環境に被害をもたらす危険があります。一度悪化した環境を元に戻すためには、多額の費用と時間がかかるため早期に発見、処理することが重要です。

不法投棄の現場を見かけたときは、住民課生活環境係まで通報してください。皆さんのご協力をお願いします。

通報する内容 次の項目について、分かる範囲の情報をご提供ください
 ○発見日時
 ○発見場所
 ○投棄に関する情報(投棄日時、出入りした車両の情報、会社名など)
 ○土地に関する情報(土地の形状、所有者や使用者の情報)

○現場の状況
 ○通報者の氏名、連絡先
 ※匿名通報も受け付けます
 通報・問合せ先 住民課生活環境係 ☎ IP53・2323



tsukigata town

月形町

公共交通

traffic infomation

お知らせ



10月1日より一部ダイヤなどが変更となります

◆月形当別線

—— バスベイの設置について ——

・上り路線(月形町から当別町方面)のバス停を月ヶ岡駅構内に設置していましたが、安全性を高めるため、国道にバスベイを設置し、バス停を移設しました。



◆月形浦臼線

—— ダイヤ改正について ——

・土日祝日ダイヤとして5便(最終便)が減便となります。

・年末年始ダイヤを設定し、12月31日・1月2日・1月3日は、土日祝日ダイヤとし、1月1日は全便運休となります。



問合せ先 企画振興課地域振興係 ☎ IP53・2325 公共交通の情報はこちら →



くらし 個人住民税は特別徴収 で納めましょう

月形町と空知総合振興局は、個人住民税の『特別徴収』実施事業所の拡大に取り組んでいます。

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同様に、従業員（納税義務者）に代わり、毎月支払う給与から個人住民税を給与天引きし、納入していただく制度です。

事業主は地方税法の規定により、特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

問合せ先 住民課税務係 ☎ IP
53・2323 または空知総
合振興局納税課 ☎ 20・00
57

し 彫刻家本田明二氏巡回 展示のお知らせ

月形町出身の彫刻家本田明二氏の作品を、町内事業所で巡回展示します。

本田氏は、1952年に自身の個展を開き、その後多く

の作品を手がけました。代表作とも言える旭川市にあるスタルヒン球場のスタルヒンの像は有名です。町内には、月形小学校に母子像、博物館本館前に月形潔像があります。是非ご覧ください。

10月の相談については次のとおりです。
実施日 10月20日(木)
時間 午後1時～3時
実施場所 岩見沢保健所
実施内容 精神科医師との面接相談

場所・期間
北海道銀行 10月17日(月)～
21日(金)
北海道信用金庫 10月24日(月)～28日(金)
月形郵便局 10月31日(月)～
11月7日(月)

問合せ先 教育委員会社会教育係 ☎ IP 53・3443

健康 こころの健康相談 実施について



岩見沢保健所では、こころの健康問題を抱える人やその家族などに対して、2カ月に一度、精神科医師によるこころの健康相談を実施していま

ハロウィンジャンボ 55 億5千万円
ネット購入は「こちらから!」
9月21日(水) 同時発売

申込・問合せ先 岩見沢保健所健康推進課健康支援係 岩見沢市8条西5丁目 ☎ 20・0122

野焼きは禁止されています!

ごみなどを野外で燃やす行為、いわゆる「野焼き」は法律で禁止されています。ごみを燃やすと煙や悪臭による住民トラブルや生活環境の悪化を招くだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、健康にも悪影響がでます。

家庭などから出たごみは、正しく分別して、指定された日にごみ集積場所に出してください。

違反をした場合

5年以下の懲役
1,000万円以下の罰金
のいずれか、または両方が科せられます

問合せ先
住民課生活環境係 ☎ IP 53・2323

秋のヒグマ注意特別期間 ヒグマの出没に注意!!

秋のヒグマは冬ごもりの準備のため、活動が活発になります。私たちがヒグマから身を守るために、普段から下記のような対策を取り、エサになるようなものの放置を避け、ヒグマを寄せ付けない環境づくりを心掛けましょう。

- ① 生ごみや保存食などを適切に管理しましょう
- ② 農地や果樹園では、ヒグマの侵入や被害を防ぐため、電気柵の設置などの対策を行いましょう。また、収穫されずに残った作物は、適切に処分しましょう
- ③ 家畜飼料は、ヒグマに食べられないよう、頑丈な施設で保管しましょう

ヒグマを目撃したら近づかず、下記まで連絡を!

岩見沢警察署月形駐在所 ☎ 53・2433
住民課生活環境係 ☎ IP 53・2323

高齢者肺炎球菌感染症予防接種費用助成

65歳を過ぎたら…予防接種費用を助成します

月形町では、高齢者肺炎球菌ワクチン接種の費用の一部を助成します。

■助成対象者

接種を行う日に月形町に住民登録をしている方で、次のいずれかに該当する方が対象になります。

- ① 65歳以上の方
- ② 60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するために特定疾患受給者証をお持ちの方

※これまで高齢者肺炎球菌予防接種の助成を受けたことがある方は対象外です

■助成額

3500円



■接種医療機関

どこの医療機関で受けても助成の対象となりますが、医療機関により接種費用が異なりますのでご注意ください。

月形町立病院以外で接種を希望する方は、直接医療機関へお問い合わせ願います。

■月形町立病院で接種を希望される方

- ① 接種希望日の1週間前までに、保健福祉課保健係へ予約をしてください
- ② 問診票と接種費用助成申請書を送付します
- ③ 接種当日、送付した問診票と申請書を町立病院窓口へ提出してください
- ④ 月形町立病院の接種費用は8068円です。月形町の助成額3500円を差し引いた金額を窓口でお支払いください
- ⑤ 月形町立病院での接種は、1日5人程度の接種が可能です

■月形町立病院以外で接種の方

- ① 接種 予防接種をして窓口で接種費用全額をお支払いください
- ② 申請 令和5年3月31日(金)までに保健センターで助成申請の手続きをしてください
- ③ 支払い 申請書審査後、後日指定の口座へ助成金額の3500円を振り込みます
- ④ 申請に必要な書類

・医療機関から発行された高齢者肺炎球菌感染症予防接種をしたことが確認できる領収書

・振込先の口座情報のわかるもの(通帳など)

⑤申請場所

月形町保健福祉総合センター 内保健福祉課保健係

⑥他の予防接種との接種間隔13日間あけて接種してください

■接種予約・問合せ先

保健福祉課保健係 ☎ IP 53・3155

10月31日は 町・道民税 第3期
納期限 国民健康保険税 第4期
 です 後期高齢者医療保険料
 介護保険料

～2022年の納付期限一覧～

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
軽自動車税	5月31日					
固定資産税	5月31日	8月1日	9月30日	11月30日		
町・道民税	6月30日	8月31日	10月31日	12月26日		
国民健康保険税	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月26日
後期高齢者医療保険料	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月26日
介護保険料	8月1日	8月31日	9月30日	10月31日	11月30日	12月26日

10月は**不正軽油防止強化月間**です
 Gas
 不正軽油は
 使わない・買わない・作らない・売らない

道は10月を「不正軽油防止強化月間」と定め、道内各地でトラックなどの燃料である軽油の抜取調査を行います。

不正軽油とは、軽油取引税の脱税を目的とした違法な混和軽油や製造軽油であり、燃料として販売または使用した場合は、刑事罰が科されます。

もしも、不正軽油と思われる情報があるときは、道が開設している「不正軽油ストップ110番」にお電話ください。

不正軽油ストップ110番 (フリーダイヤル)
 ☎0800・8002・110

問合せ先
 空知総合振興局
 課税課事業税間税係
 ☎20・0053



人事異動

●異動
■町立病院：9月1日付け
▽看護科准看護師（新採用）
市川夏希

その他

エゾシカによる交通事故を防ぐために

10～11月はエゾシカの繁殖期です。また、越冬地への季節移動を行う時期でもあるため、エゾシカによる道路交通事故が多く発生しています。次のことに注意し、安全運転を心がけましょう。

●エゾシカの活動のピークは日出と日没前後です。周囲が暗く、エゾシカが存在に気づきにくいいため、日出と日没の時間帯を車で走行する際には注意が必要です。

●車のヘッドライトに反射してエゾシカの目が光ります。暗いときに光るものを見つけたときには、スピードを落として確認しましょう。

●エゾシカは、車が接近しても立ち止まる場合があります。また、エゾシカの蹄は舗装路では滑りやすく、転

その他

管理職向けセミナーを開催します

ぶことがあります。スピードを落としてエゾシカの行動をよく確認しましょう。

●エゾシカは群れで行動しています。1頭が逃げたり横断するのを確認した後も安心せず、2頭目以降の飛び出しがないかよく確認しましょう。

岩見沢市通年雇用促進協議会では、次のとおり管理職向けセミナーを開催します。

内容 部下の成長を支援するNLPコーチング

講習日 10月18日(火)、24日(月)
午前9時30分～午後4時
2日間

場所 岩見沢市市民会館・文化センターまなみくろ(多目的室1・2)

対象者 建設土木、製造業の中堅職員および一般企業の中堅職員

参加料 無料
定員 15人
申込期限 10月14日(金)

問合せ先 企画振興課商工観光係 ☎53・2325
または岩見沢市通年雇用促進協議会 ☎24・3625

月形町民の皆さんの活動を応援！

月形町ふるさと活性化事業補助金

月形町では、月形町ふるさと活性化基金を活用し、人材育成のための研修、行政区や町内会の活動、文化・スポーツの振興、地域間交流事業、ボランティア組織の育成、地場産業の育成など、自ら行う活動や事業を支援しています。

◆助成対象団体

町文化連盟および町スポーツ協会に所属している団体、地域文化の振興を推進する団体や町内会、まちづくり・まちおこしに取り組むサークルや団体など

◆助成率

原則として、補助対象経費の4分の3以内。ただし、補助対象経費が10万円以下の場合には全額補助が可能です

※一事業につき、100万円が限度(千円未満切捨て)

◆申請期日

申請に係る必要書類は、事業開始日の1カ月前までに提出ください

なお、申請前に事業内容の事前協議をしていただくとスムーズに審議が進みますので、下記の問合せまでご連絡ください

ご連絡お待ちしております！



問合せ先 企画振興課地域振興係 ☎53・2325

自衛官募集 ~可能性にチャレンジ~

【問合せ先】自衛隊札幌地方協力本部岩見沢地域事務所 TEL23・5514
【町の窓口】総務課危機管理係 TEL・P53・2321

募集種目	受験資格	受付期限	試験期日
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の方(32歳の方は採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日時点、33歳に達していない方)	年間を通して受付	受付時に通知
防衛医科大学校医学科学生	18歳以上21歳未満の方または高専3年次修了者(見込含む)	10月12日	10月22日
防衛大学校学生		10月26日	11月5・6日
陸上自衛隊高等工学校校生徒(推薦)	男子で中卒(見込含む)17歳未満の成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を修め、学校長が推薦できる方	12月2日	令和5年1月5日～7日 ※いずれか1日を指定
陸上自衛隊高等工学校校生徒(一般)	男子で中卒(見込含む)17歳未満の方	令和5年1月6日	1次：令和5年1月20日 2次：令和5年1月29日 ※いずれか1日を指定

その他

「苦情審査委員」制度

知ってますか？道の

苦情審査委員制度とは北海道が行った業務や制度の内容を審査する制度です。

皆さん自身の利害に関わる苦情であれば、苦情審査委員に申立てができます。

皆さんに代わり、苦情審査委員が公正で中立的な立場から、北海道の関係機関に対し、必要な調査などを行います。

審査の結果、北海道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、北海道の機関に是正や改善を求めます。

個人情報保護にも十分配慮します。

苦情申立窓口 北海道庁道政相談センターまたは空知総合振興局総務課

※道のホームページから申立書をダウンロードできます
問合せ先 北海道総合政策部 知事室道政相談センター（札幌市中央区北3条西6丁目）

☎011・204・5523



消太の防火教室

IWAMIZAWA FIRE DEPT

月形支署
から
お知らせ



秋の全道火災予防運動スタート

10月15日～31日まで

防火標語

「お出かけは マスク戸締り 火の用心」

暖房器具を使用する季節を迎えます。毎年使用しているから大丈夫と思わず、暖房器具を使用する前に故障や燃料ホースにひび割れがないか確認をしましょう。

ちょっとした油断により大切な生命・財産を失わないよう、火気の取り扱いには十分注意しましょう。



《ストーブによる火災を知ろう》

注意点と予防方法

①就寝前は必ず電源をOFFに！

電気ストーブを使用する場合も十分に注意が必要です。

②凍結防止のため使用するとき

ストーブのそばにゴミ箱や布団など燃えやすいものが置かれていないか、洗濯物が落下しストーブにふれないか確認しましょう。

③給油・移動は特に注意を！

石油ストーブの場合、火をつけたままの給油や持ち運びは絶対にしてはいけません。

④ストーブのまわりに警戒！

スプレー缶などのガス容器は熱せられると破裂する可能性があります。保管する場所には十分気をつけましょう。

問合せ先 消防月形支署 ☎IP53・2154（一般） ☎24・0119（火事情報） ☎119（救急・火事）

防災対策専門員による防災講座

～災害時における工夫～

防災ハンドブックや広報紙などで、災害時に備える保存食は各家庭の人数分×3日分以上を備蓄することを推奨しています。

備蓄する際は、「ローリングストック（回転備蓄）法」を意識しましょう。これは、缶詰やレトルト食品などの食料を多めに購入しておき、古くなったものから順に消費し、消費した分を買い足すことで常に一定量の食料を自宅に備蓄するという方法です。この方法は、災害用食料の消費期限切れを防ぐことができ、災害時でも普段食べ慣れたものを食べることができます。

また、食料品以外でも消費期限があります。災害時に役立つカセットコンロの寿命は、製造から10年です。また、カセットボンベの使用期限は、製造から6～7年です。使用期限を過ぎたカセットボンベは経年劣化している可能性があるため、早めの交換が必要です。

LINEで停電情報をお知らせします

停電情報をより迅速にお届けするため、LINE公式アカウントを活用した停電情報の配信サービスを行っております。ぜひご登録いただき、ご活用ください。（停電情報を受け取りたい地域を最大4カ所まで選択可能です）

どんな情報を受け取れる？

停電発生時と解消時には、登録いただいている地域の発生日時、解消日時をお知らせします

停電情報をLINEでお知らせするよ！
お友だち追加はこちらから！



停電、設備に関するお問い合わせはチャットでも受け付けているよ！
チャットはこちらから



問合せ先 北海道電力ネットワーク(株) 岩見沢支店 お客さまサービスグループ ☎0120・060・408（平日9:00～17:00）

後期高齢者医療制度のお知らせ

新しい被保険者証 (保険証) をお渡しします

有効期限が

「令和5年7月31日」の橙色

のものが、新しい保険証です。

令和4年9月から

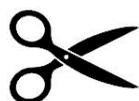
お手もとに届いたときから
お使いいただけます。

令和4年9月まで

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 令和4年9月30日 交付年月日 令和4年7月1日	
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和7年7月7日
資格取得年月日	平成20年4月1日
発効期日	平成20年4月1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	390110000 公印(朱)



後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 令和5年7月31日 交付年月日 令和4年9月1日	
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和7年7月7日
資格取得年月日	平成20年4月1日
発効期日	平成20年4月1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	390110000 公印(朱)



これまでお使いの黄色の保険証は、住民課戸籍保険係へお返しいただくか、細かく裁断し破棄してください。

保険証の使用について (注意事項)

- 1 保険証の交付を受けたときは、大切に保管してください
- 2 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに保険証を住民課戸籍保険係にお返しください。また、転出の届出をする際には、保険証を添えてください
- 3 保険証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、保険証を添えて、北海道後期高齢者医療広域連合あての届書を、住民課戸籍保険係に提出してください
- 4 有効期限を経過したときは、直ちに保険証を住民課戸籍保険係にお返しいただくか、細かく裁断して廃棄してください
- 5 不正に保険証を使用したときは、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります
- 6 特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、保険証を返還していただくことがあります

※新しい被保険者証がまだお手元に届いていない方は、住民課戸籍保険係までご連絡ください

問合せ先

住民課戸籍保険係 ☎ IP53・2323

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011・290・5601